

〈定期刊行物レビュー〉

2006年3月～5月

保 険

○米国における生命保険買取規制（手島 宏晃）

（生命保険経営 2006.5：生命保険経営学会）

昨年 11 月に日本で初めて生命保険の買取に関する判決が下されたが、米国では、既に生命保険の買取が一般的になされており、全米保険監督官協会（NAIC）によってモデル法・モデル規則が作られている。本稿では、モデル法・規則による保険契約者の保護策を説明するとともに、生命保険買取会社が投資家に生命保険を転売するときには詐欺的なことが行われぬよう定めた規定についても紹介している。

○保険契約法現代化に向けた課題（山下 友信）

（金融財政事情 2006.4.17、2006.4.24：金融財政事情研究会）

法務省は会社法に続き、商法の保険法の分野について現代化に向けた作業を開始している。本稿では、現代化にあたって、次のような論点として考えられる項目について 2 号にわたって解説している。

- 共済・第三分野 ○強行規定としての適用範囲をどうするか
- 告知義務・通知義務、保険料支払義務 ○モラルリスク対策法理
- 超過保険・重複保険と損害填補性 ○賠償責任保険における被害者保護

○平成 18 年度保険業界を展望する（石井 秀樹）

（共済と保険 2006.5：共済保険研究会）

平成 18 年度は業界が旧来の枠組みを超え大きく変貌する 1 年になりそうだ。本稿では、業界を取り巻く環境変化の中、次のような諸課題について述べられている。

- 生保業界の現状と銀行窓販の全面解禁に向けた取り組み
- スタートする改正業法施行と小額短期保険業をめぐる動向
- 注目される郵政民営化に向けた論議

○カナダにおける団体生命保険契約について（山下 典孝）

（生命保険論集 2006.3：生命保険文化センター）

現行我が国の商法においては、団体生命保険契約に関する規定はなく、多くは約款条項が設けられ、それによって運用がなされている。しかし、商法規定の解釈を巡る問題が争点とされる訴訟が提起されている。本稿では、我が国での団体生命保険の法規制を検討する際の参考となるよう、英米法の影響を受けたオンタリオ州と、フランス法の影響を受けたケベック州での状況を中心に、カナダにおける団体生命保険の概要について検討が加えられている。

銀 行

○新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の国内実施について（椎名 康、杉本 展康）

（金融 2006.5：全国銀行協会）

新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）が2007年3月（一部は2008年3月）から実施されることになっている。筆者は、この新しい規制が、信用リスクにオペレーショナル・リスクを対象に加えて最低自己資本比率の維持を求める「第1の柱」、銀行自らがリスク特性や業務戦略を踏まえた自己資本の充実度を評価する包括的な内部管理態勢の整備を促し、監督当局がこれを検証して、個々のリスクの早期警戒線を設定する「第2の柱」、および市場参加者が比較可能な情報開示によって市場規律を定める「第3の柱」で構成されることなど、その内容を概説している。また、これらの国内規制実施に向けての経緯、概要および今後の手続、ならびに先進的手法に関する関係国間の目線の平準化および制度の定着化などの今後の課題について説明している。

○OICカードと生体認証をめぐる動向（NTTデータ・コミュニティバンキング推進室）

（信用金庫 2006.5：全国信用金庫協会）

筆者は、金融庁アンケートから、2005年12月末時点の金融機関のICキャッシュカードへの生体認証の導入状況について、590金融機関中、15機関が導入済み、53機関が導入予定であること等を説明し、2006年3月に全銀協が策定した生体認証の標準仕様によって、同仕様に準拠した金融機関間の相互認証とATM処理が進んでいること等を解説している。その上で、筆者は、信用金庫業界での今後の導入のパターン、およびリスク対応、顧客の登録手続等の手間やコストなどの今後の課題についても説明している。

○金融教育活動を展開（渡邊 哲也）

（リージョナルバンキング 2006.4：（社）第二地方銀行協会）

新潟県の地銀第四銀行では、2005年より「地域振興活動」、「環境活動」および「社会貢献活動」の3分野を柱として、本格的にCSRに取り組んでいる。本稿は、そのうち社会貢献活動として取り組んでいる金融教育活動について、同行経営企画部の渡邊氏が概説したものである。

具体例として、子供たちに金融や経済のしくみを理解してもらい健全な金銭感覚を養うことを目的として行っている「夏休み！銀行親子探検隊」、および同行が小・中学生用に作成しているお金の仕組みに関する教材の内容にふれている。

○長期金利上昇で顕在化する地銀の金利リスク（根本 直子）

（週刊金融財政事情 2006.5.15：（社）金融財政事情研究会）

格付会社スタンダード&プアーズのマネジング・ディレクターである筆者は、地銀の国債依存の資産運用に警鐘をならしている。

日銀は、2006年3月9日に量的金融緩和政策の解除を決定し、金利上昇がいよいよ現実的になろうとしている。地方銀行は、大手銀行に比べて債券の平均残存期間（デュレーション）が長く、より金利リスクにさらされているため、金利上昇の影響を受けた評価損の拡大等が懸念されるという。

証 券

○株主構成の変化と企業の個人株主重視の意味（家森 信善）

（月間資本市場 249号 2006.5：財団法人資本市場研究会）

国内の金融機関や事業会社の持ち株比率が減少し、外国人機関投資家の比率が増加している環境下で、敵対的買収に対する防御策のひとつとして、個人株主に安定株主の役割を期待し、個人株主を増やすための施策に力を入れる企業が着実に増えている。具体的には、個人が購入しやすくするための株式分割の実施、あるいは個人投資家向け IR（インベスター・リレーションズ）の充実などの施策がとられている。

本稿では、筆者が独立行政法人経済産業研究所の協力を得て行った企業アンケートの結果を基に、個人投資家重視の現状を紹介するとともに、個人投資家を重視する企業とそうではない企業における、目標とする企業イメージ、資金調達方針、株式持合いへのスタンスなど企業戦略自体の相違点を分析している。

○大量保有報告制度の特例報告（福本 葵）

（証研レポート 1635号 2006.4：財団法人日本証券経済研究所）

本年6月7日、村上ファンドの証券取引法違反事件でもその不透明な実態が問題になった投資ファンドに対する規制強化策を盛り込んだ「金融商品取引法」が成立した。

金融商品取引法の骨子の一つとして「株式の大量保有報告義務の厳格化」があげられ、今回の一連の村上ファンドの事件でもクローズアップされ、また市場の透明性を損なうと批判があった証券会社や投資ファンドなどの機関投資家に対する株式大量保有報告制度の「特例」に変更が加えられた。

本稿では株式大量保有報告制度、いわゆる5%ルールについての導入の経緯、報告内容、特例報告の理由等について分かりやすく解説してある。またアメリカの大量保有報告制度との比較を行った上で、報告制度のあり方につき考察を加えている。